

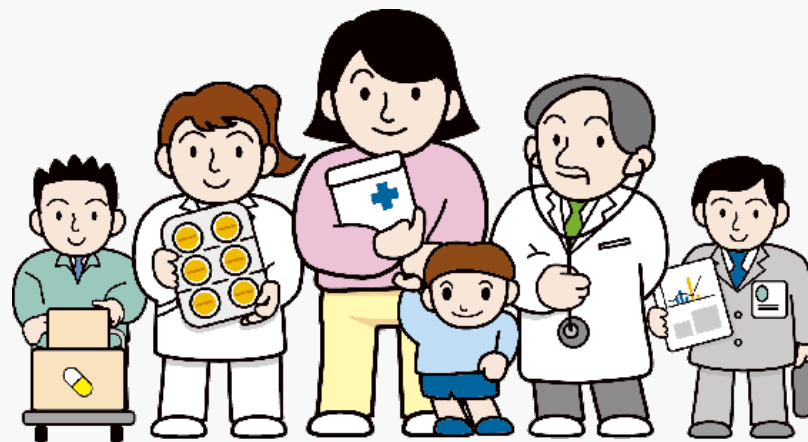
日医工MPS行政情報シリーズ

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/index.php>

診療報酬改定動向「GE関連」

— 中医協診療報酬基本問題小委員会2009年12月16日 —

日医工株式会社 MPSチーム 菊地祐男
(日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217)



2010年1月13日の中医協総会の情報も参考にしました

資料No.220121-154-5



日医工株式会社

<http://www.nichiiko.co.jp>

ジェネリック
後発医薬品
2010年度診療報酬改定
平成22年度診療報酬改定

2010年度診療報酬改定の動向「GE関連①」

中医協診療報酬基本問題小委員会(2009年12月16日)配布資料から

①後発医薬品調剤体制加算(4点)の算定要件の見直し(保険薬局)

＜現行＞調剤率:30%以上

(処方せんの受付回数のうち、後発医薬品を調剤した処方せんの受付回数の割合)

＜骨子案＞

数量ベースに変更(薬価基準の規格単位でみた後発品調剤割合)

処方された薬剤を、1錠、1Cap、1包、1枚、1g、1筒など、すべてを1単位としてカウントとする方法
[ジェネリックを調剤した単位数/全処方単位数]

経腸成分栄養剤(エンシュア・リキッド、ラコール等)や特殊ミルク製剤(フェニルアラニン除去ミルク及びロイシン・イソロイシン・バリン除去ミルク)については、1回の使用量と薬価基準上の規格単位との差が大きく、後発医薬品も存在しないため、算出する際には除外される見込み。

漢方薬については不明(1月26日)

[評価方法]

「30%」、「25%」、「20%」の3段階とし、「30%」と「25%」を重点的に評価する。

後発品の数量シェアは全市場平均で20.2%(2009年9月)。
30%以上達成の薬局数は全体の10.1%、25%以上は17.4%、20%以上は30.6%。

数量ベース比の計算方法概念（日医IMP2010）

2010年1月20日までの情報から

【処方薬剤】

A錠(1日3回14日分) [42錠 = 42単位]
 Bカプセル(1日1回14日分) [14Cp = 14単位]
 C軟膏(10g×2本) [20g = 20単位]
 D湿布薬(7枚×2) [14枚 = 14単位]
総処方単位数(42 + 14 + 20 + 14) = 90単位

パターンA
 A錠をジェネリックに変更

パターンB
 Bカプセルをジェネリックに変更

【調剤薬剤】

A錠(ジェネリック) [42錠 = 42単位]
 Bカプセル(1日1回14日分) [14Cp = 14単位]
 C軟膏(10g×2本) [20g = 20単位]
 D湿布薬(7枚×2) [14枚 = 14単位]
ジェネリック調剤単位数 = 42単位

【調剤薬剤】

A錠(1日3回14日分) [42錠 = 42単位]
bカプセル(ジェネリック) ... [14Cp = 14単位]
 C軟膏(10g×2本) [20g = 20単位]
 D湿布薬(7枚×2) [14枚 = 14単位]
ジェネリック調剤単位数 = 14単位

数量ベース比 $42 / 90 = 0.4666$
46.7%

数量ベース比 $14 / 90 = 0.1555$
15.6%

後発医薬品の使用状況割合別保険薬局数の分布

中医協診療報酬基本問題小委員会(2009年12月16日)配布資料から

		後発医薬品割合(数量ベース)		後発医薬品調剤率(処方せんベース)	
		相対度数(%)	累積相対度数(%) (割合の高い方からの累積)	相対度数(%)	累積相対度数(%) (割合の高い方からの累積)
後 発 医 薬 品 の 使 用 状 況 割 合	95%以上	0.0	0.0	0.1	0.1
	90%以上95%未満	0.0	0.0	0.2	0.3
	85%以上90%未満	0.0	0.0	0.6	0.8
	80%以上85%未満	0.0	0.0	1.2	2.0
	75%以上80%未満	0.0	0.0	1.8	3.8
	70%以上75%未満	0.0	0.1	2.4	6.2
	65%以上70%未満	0.1	0.2	3.4	9.7
	60%以上65%未満	0.2	0.4	4.3	14.0
	55%以上60%未満	0.3	0.7	5.5	19.6
	50%以上55%未満	0.5	1.2	7.4	27.0
	45%以上50%未満	1.0	2.2	9.9	36.9
	40%以上45%未満	1.5	3.7	13.3	50.3
	35%以上40%未満	2.4	6.0	16.5	66.7
	30%以上35%未満	4.0	10.1	15.3	82.0
	25%以上30%未満	7.3	17.4	8.1	90.1
	20%以上25%未満	13.3	30.6	5.1	95.2
	15%以上20%未満	25.5	56.1	2.6	97.8
	10%以上15%未満	30.7	86.8	1.3	99.1
	5%以上10%未満	11.5	98.3	0.6	99.7
	0%以上5%未満	1.7	100.0	0.3	100.0
平均値			18.2	42.6	
中央値			16.0	40.1	

注1) 審査支払機関による平成21年6月審査分(再審査分等調整前)の調剤報酬明細書のうち、レセプト電算処理システムにより処理された明細書(いわゆる「電子レセプト」)全数を集計対象としたものである。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品調剤率」とは、全処方せん受付回数に対する後発医薬品を調剤した処方せん受付回数の割合をいう。

出所:厚生労働省保険局調査課調べ

2010年度診療報酬改定の動向「GE関連②」

中医協診療報酬基本問題小委員会(2009年12月16日)配布資料から

②含量規格の異なる後発医薬品の調剤(保険薬局)

後発医薬品変更可処方せんを受け付けた薬局において、疑義照会なしに処方せんに記載された先発医薬品と含量規格が異なる後発医薬品の調剤を認める

[条件]

- ・変更調剤後の薬剤料が変更前と同額又はそれ以下であること
- ・患者に説明し同意を得ること

[実施例]

- ・先発医薬品の10mg錠1錠に代えて後発医薬品の5mg錠2錠を調剤する

- ・医師が変更にし支えがあると判断した場合は、処方せんの銘柄名記載の近くに「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」と記載する。
- ・変更した場合は、**原則として**処方せん発行医療機関に情報提供する。

2010年1月13日の中医協総会で「原則として」が削除された

③先発医薬品と類似した別剤形の後発医薬品の調剤(保険薬局)

処方せんに記載された先発医薬品と類似した別剤形の後発医薬品の調剤を認める案

[条件]

- ・先発医薬品と後発医薬品との間で同等性が確認されている範囲での変更に限る
- ・患者に説明し同意を得ること

[実施例]

- ・先発医薬品(カプセル剤) → 後発医薬品(錠剤) に変更
- ・先発医薬品(口腔内崩壊錠) → 後発医薬品(普通錠) に変更

2010年度診療報酬改定の動向「GE関連③」

中医協診療報酬基本問題小委員会(2009年12月16日)配布資料から

④入院料加算(後発医薬品の採用品目数の割合)(病院・有床診療所?)

薬剤料を包括外で算定している入院患者に対する入院基本料を加算する。

[条件]

- ・薬剤部門が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集し評価する
- ・その結果を踏まえ院内の薬事委員会等で採用を決定する体制を整える
- ・後発医薬品の採用品目数の割合が20%以上
- ・入院、外来を問わず後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨の院内掲示

DPC病棟の出来高算定患者も対象か？

包括外が対象なので、~~DPC病棟~~や療養病棟は対象にならない。また入院基本料加算であり、外来は対象外。

⑤保険医療機関及び保険医療養担当規則等の改正(病院・診療所)

外来患者がより後発医薬品を選択しやすいようにするため、医師に対する療養担当規則等を追加する。

処方元(医師)に対する診療報酬上の評価は見送られたか。

「保険医は、投薬又は処方せんの交付を行うに当たって、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない」などの規定を追加する。

日本医師会は、医師の裁量権の侵害とし、反対を表明

2010年度診療報酬改定の動向「GE関連④」

中医協診療報酬基本問題小委員会(2009年11月20日)配布資料から

後発医薬品使用促進を、診療報酬上の評価とは別実施する政策

⑥後発医薬品の品質保証・情報提供・供給体制の周知(病院・診療所・保険薬局)

厚生労働省の後発医薬品使用促進予算における新規事業(1億5500万円)

- ①ジェネリック医薬品使用促進の先進事例に関する調査研究事業
- ②ジェネリック医薬品採用ノウハウの普及のための事業

- ・医師や薬剤師に対する後発医薬品の品質保証が十分であることの周知徹底
- ・メーカーによる情報提供や安定供給体制の確保

ジェネリック使用促進政策は、診療報酬上の①～④及び療担規則の改正の⑤と、⑥の厚労省事業などで進められる。ただしジェネリックの多さや価格差問題が提起され、来年以降に検討されることになった。

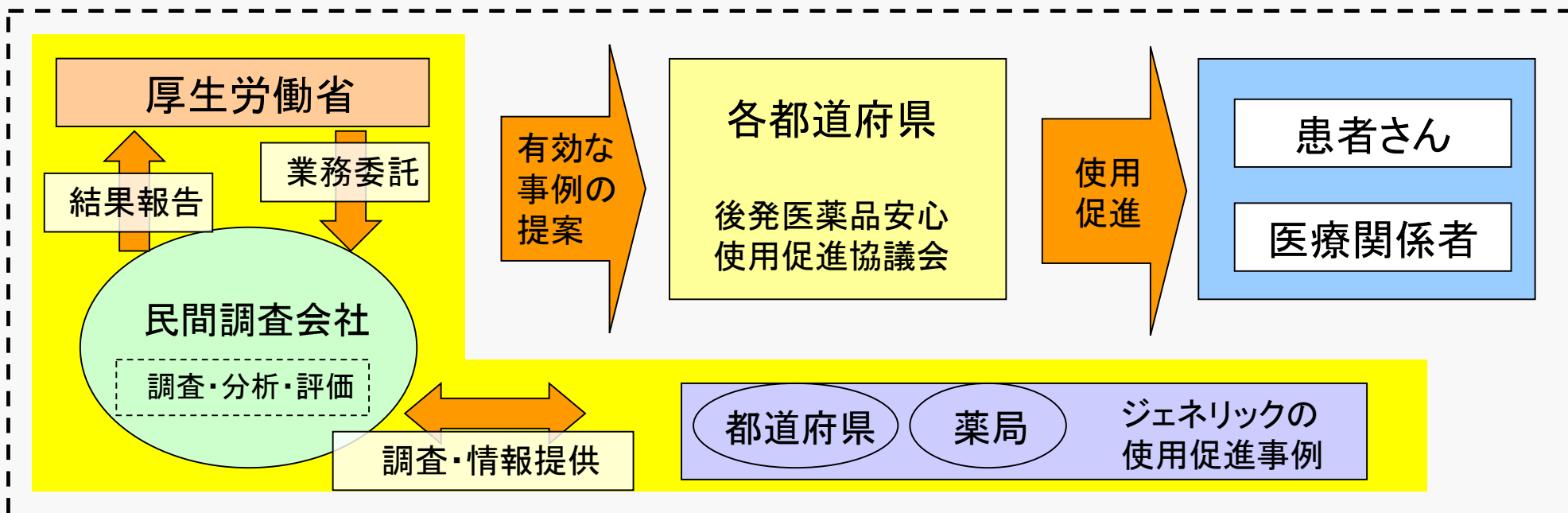
厚生労働省2010年度概算要求 ジェネリック医薬品使用促進の先進事例に関する 調査研究事業

対象:ジェネリックの使用促進に先進的に取り組んでいる都道府県、及び薬局等

実施:民間調査会社に業務委託

内容:先進的に取り組んでいる都道府県の施策の調査・分析・評価
先進的に取り組んでいる薬局の調剤手順・在庫管理

結果:各都道府県の後発医薬品安心使用促進協議会に情報提供



厚生労働省2010年度概算要求 ジェネリック医薬品採用ノウハウの普及のための事業

目的:ジェネリック使用先進医療機関のノウハウを地域の医療機関・薬局で共有

実施:都道府県(選択実施可能)

内容:①中核病院のジェネリック採用基準、在庫情報等の共有

②研修会の実施

